

私たちが 取付けます！



住宅用火災警報器 取付けを支援します

【支援内容】

住宅用火災警報器の取付けを消防職員が行います。
取付けに必要な住宅用火災警報器本体（電池式）やネジ等は、ご自身で用意してください。

【対象世帯】

- ①65歳以上の者のみで構成される世帯
- ②障害者手帳の交付を受けている者のみで構成される世帯
- ③その他設置することが困難であると認める世帯

【取付時間】

平日の
9:30 ~ 16:30

【申込方法】

大牟田市消防本部予防課にお問い合わせください。
チラシ裏面にある「住宅用火災警報器取付け等支援申請書兼承諾書（様式1号）」で申請が必要です。

【申込み・問合せ】 ※受付時間は、平日の8:30 ~ 17:15

大牟田市消防本部予防課（大牟田市浄真町46番地3階）
TEL: 0944-53-3527 FAX: 0944-53-7460
メール: e-syoubouyobou@city.omuta.fukuoka.jp

⚠ 注意事項

定期的な点検や掃除は、ご自身で行ってください。
消防署では、住宅用火災警報器の販売は一切行っておりません。悪質な訪問販売にご注意ください。